

令和5年度 建設工事等請負業者等競争参加資格停止一覧

番号	競争参加資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
1	工事関係者事故 (第2条第1項別表第1第7号)	京葉ガスエナジーソリューション株式会社	令和5年4月20日から 令和5年5月19日まで (1か月)	左記業者は、市川市発注の「市川南4号幹線建設工事(R0301)」において、令和5年2月24日に、雨水管渠新設に支障となる工業用水道管移設作業をしていたところ、自然換気が不十分なところにおいて、内燃機関を有するエンジンカッターを使用させたことから下請業者の作業員2名が、急性一酸化炭素中毒となる事故を生じさせた。
2	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	株式会社コマツ	令和5年5月10日から 令和5年11月9日まで (6か月)	左記業者は、市川市と令和5年2月1日に締結した物品供給契約「LEDバルーンライトの購入(その2)」において、納入期限である令和5年3月31日に契約を履行することができず、同日付けで契約が解除となった。
3	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	三菱電機株式会社	令和5年6月8日から 令和5年7月7日まで (1か月)	左記業者は、令和5年3月20日、総務省関東総合通信局から電波法に基づき、無線設備等の登録検査等事業について、30日間の業務停止命令及び業務改善命令の行政処分を受けた。
4	建設業法違反行為 (第2条第1項別表第2第8号)	青木あすなろ建設株式会社	令和5年6月8日から 令和5年7月7日まで (1か月)	左記業者は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。このことが、建設業法(以下「法」という。)第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局から法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けた。
5	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	株式会社フソウ	令和5年6月8日から 令和5年9月7日まで (3か月)	左記業者の一般役員等は、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行った。なお、贈賄の公訴時効(3年)が成立している。
6	独占禁止法違反 (第2条第1項別表第2第4号)	アルフレッサ株式会社	令和5年6月8日から 令和5年12月7日まで (6か月)	左記業者は、独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。
7	独占禁止法違反 (第2条第1項別表第2第4号)	関西電力株式会社	令和5年6月8日から 令和5年9月7日まで (3か月)	左記業者は、関西電力管内等に所在する大口顧客、相対顧客又は官公庁等に対して小売供給を行う電気において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月30日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。

番号	競争参加資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
8	独占禁止法違反 (第2条第1項別表第2第4号)	九電みらいエナジー株式会社	令和5年6月8日から 令和5年9月7日まで (3か月)	左記業者は、関西電力管内等に所在する大口顧客、相対顧客又は官公庁等に対して小売供給を行う電気において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月30日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。
9	建設業法違反行為 (第2条第1項別表第2第8号)	株式会社水機テクノス	令和5年6月8日から 令和5年7月7日まで (1か月)	左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置し、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。
10	建設業法違反行為 (第2条第1項別表第2第8号)	水道機工株式会社	令和5年6月8日から 令和5年7月7日まで (1か月)	左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置し、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。
11	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	近畿日本ツーリスト株式会社	令和5年7月21日から 令和5年8月20日まで (1か月)	左記業者の使用人は、東大阪市が発注した新型コロナワクチン接種のコールセンター業務において、オペレーターの人数を水増しするなどし、人件費や委託費の過大請求を行ったとして、令和5年6月15日、詐欺容疑で大阪府警に逮捕された。
12	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	第一優美有限会社	令和5年8月31日から 令和5年11月30日まで (3か月)	左記業者は、令和5年7月7日に行われた「(長期継続契約)市川市行徳支所・行徳公民館・行徳図書館総合管理業務委託」の入札において落札したにもかかわらず、仕様書で定められている警備員を配置できないとして、令和5年7月27日に契約締結を辞退した。
13	建設業法違反行為 (第2条第1項別表第2第8号)	西武建設株式会社	令和5年9月25日から 令和5年10月24日まで (1か月)	左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。
14	建設業法違反行為 (第2条第1項別表第2第8号)	西武造園株式会社	令和5年9月25日から 令和5年10月24日まで (1か月)	左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置した。このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。

番号	競争参加資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
15	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	近畿日本ツーリスト株式会社	令和5年9月25日から 令和5年10月24日まで (1か月)	左記業者の使用人は、令和5年3月末まで静岡県掛川市及び同県焼津市が発注した新型コロナワクチン接種のコールセンター業務において、オペレーターの人数を水増しするなどし、人件費や委託費の過大請求を行ったとして、令和5年7月18日、詐欺容疑で大阪府警に逮捕された。
16	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	株式会社タクマ	令和5年12月25日から 令和6年1月24日まで (1か月)	左記業者は、東京二十三区清掃一部事務組合より受託していた設備保守管理業務の一環として、令和3年11月7日、派遣会社からの派遣社員に、搬送用コンベアへの給油作業を行わせるに当たり、機械の運転を停止せずかつ危険防止の覆いを設置せずに、同作業を行わせ、同社員を負傷させた。このことにより、同社は、労働安全衛生法違反により、起訴(令和5年8月10日東京区検察庁)及び罰金刑の略式命令(同年8月29日東京簡易裁判所)を受けた。
17	競売入札妨害又は談合 (第2条第1項別表第2第6号)	株式会社久米設計	令和5年12月25日から 令和6年6月24日まで (6か月)	左記業者の九州支社長は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築の設計業務の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害罪の疑いで令和5年11月16日に宮崎県警に逮捕された。
18	競売入札妨害又は談合 (第2条第1項別表第2第6号)	ランドブレイン株式会社	令和5年12月25日から 令和6年6月24日まで (6か月) ↓ 令和6年1月31日 (資格停止解除)	左記業者の使用人は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築の設計業務の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害罪の疑いで令和5年11月16日に宮崎県警に逮捕された。 ※解除理由 令和5年12月27日、左記業者の使用人の当該容疑について、宮崎地方検察庁が不起訴処分としたため。
19	公衆損害事故 (第2条第1項別表第1第5号)	株式会社岡建	令和5年12月26日から 令和6年1月25日まで (1か月)	左記業者は、市川市発注の「公共下水道地下埋設物調査業務委託(R0501)」において、市道の試掘作業中、自転車に乗った通行人を通すために交通誘導員が板を取りに持ち場を離れたところ、通行人が転倒し左頬骨を骨折する事故を発生させたため。
20	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	株式会社千葉エレクト	令和6年1月18日から 令和6年2月17日まで (1か月)	左記業者の代表者は、千葉県住宅供給公社の職員と共謀し、令和元年12月から令和2年3月までの間、同公社から受注した5工事を巡り増幅器を設置したと装った虚偽の書類を提出し、同公社から現金計約130万円をだまし取ったとして、令和5年12月6日、詐欺容疑で千葉県警察本部に逮捕された。
21	工事関係者事故 (第2条第1項別表第1第7号)	上條建設株式会社	令和6年1月31日から 令和6年2月13日まで (2週間)	左記業者は、市川市発注の「ぴあばーく妙典こども施設新築工事」において、令和6年1月22日に、バックホウで鉄板を移動するに当たり、現場代理人の背中にバックホウのバケットが接触して、現場代理人が脊椎圧迫骨折する事故を発生させた。 当該事故は、小型移動式クレーン運転技能講習を修了していない者にバックホウを運転させたこと、玉掛け技能講習等を修了していない現場代理人に1トン以上の鉄板の玉掛け作業を行ったこと等の安全管理の措置が不適切だったことが要因である。

番号	競争参加資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
22	贈賄 (第2条第1項別表第2第2号)	竹内建設株式会社	令和6年2月6日から 令和6年8月5日まで (6か月)	左記業者の代表者は、令和5年4月から同年10月にかけて、千葉県北千葉道路建設事務所発注工事の入札に関する情報を同事務所の所長から得た見返りに、複数回にわたり、同所長に食事代や現金計数十万円を渡したとして、令和6年1月10日、贈賄容疑で千葉県警察本部に逮捕された。
23	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	株式会社水戸京成百貨店	令和6年2月20日から 令和6年3月19日まで (1か月)	左記業者の元代表取締役社長は、令和2年5月に従業員の出勤日を休業日扱いにするなど勤務データの改ざんを指示し、国の雇用調整助成金を申請し約1億3,300万円をだまし取ったとして、令和6年1月18日、詐欺容疑で茨城県警察本部に逮捕された。
24	競売入札妨害又は談合 (第2条第1項別表第2第6号)	株式会社麦島建設	令和6年3月6日から 令和6年9月5日まで (6か月)	左記業者の長野営業所長は、長野県木曾郡南木曾町の教育委員会が令和3年7月に行った、妻籠町並み交流センターの建設工事の指名競争入札をめぐり、同町の職員から最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日、公契約関係競売入札妨害罪で木曾福島簡易裁判所に略式起訴され、同年11月14日に罰金50万円の略式命令を受けた。